



ふるさと散歩
多摩の植物

シロダモ

やや温暖な地方の山地の湿潤なところに生育する常緑の広葉樹である。樹高は大きいものでは10〜15メートルになる。多摩地方などでも、山地、丘陵地に自生し、常緑広葉樹のなかでは比較的、耐寒性の強い木といわれている。

この木の大きな特徴は11〜12月に花をつけるが、ちょうどその頃、赤い実をつける。要するに、花と実が同時に見られるということだろう。言いかえれば秋に花をつけて、その花が実になるのは翌年の秋深まったころなのである。

この木はイチヨウと同じように雌雄異株の木なので、雄花の咲くのは雄木のほうで、雌木のほうには雌花が咲くわけである。当然、雌花のつくほうの木に赤い実がなる。

あかい実は長さ15ミリほどの楕円形の液果で



なかなか美しい。実と花が一緒というのもちよつとおもしろい。かつてはこの実から採った油は口ウソク材料にもされたという。

葉の裏面は口ウ質におおわれて白っぽい。とくに春の葉の芽ぶきころにはこの葉全体が口ウ質におおわれて白く、遠くからでもよく目立つ。和名のシロはこの葉の裏面が白いことに由来すると思われる。ダモの意味は不明である。

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



税と経営の情報誌
2021.12 No.493

きずな



《今月の笑顔》



ハンドメイドカフェ SAKUー桜咲ー

いのうえ あやこ
井上綾子さん



タックスコーナー

「税務署からのお知らせ」

「キャッシュレス納付のご案内」



法人会活動を通じ12名が受彰「2021年度納税関係表彰」



税を考える週間「八王子いちよう祭りに出店」



法人会「顧問・相談役 委嘱状交付式を開催」



公益社団法人
八王子法人会

第45回 八王子いちょう祭りに出店 「税」と「法人会」を一般市民にPR

11月20日、21日の両日、好天に恵まれた中、多摩御陵周辺を会場に第45回八王子いちょう祭りが開催され、広報委員会、青年部会が中心となり出店。税のアンケート調査をはじめ、税と法人会について、一般の方々に少しでも関心を持っていただこうと、PR活動に努めました。

アンケート調査では、不特定多数の人々による密な状態を防ぎ、筆記具の受け渡しといった接触を最小限にしようとの試みから、紙による回答収集とは別に、会場に大型のQRコードを掲示し来場者ご自身のスマートフォンで回答していただく方法をはじめ導入しました。



多数の来場者に
アンケートへのご協力をいただきました



好天に恵まれ多数の来場者が・・・
法人会テント前も人通りが絶えません

税のアンケート調査 ～1608名が回答～

消費税軽減税率制度や、新型コロナウイルス感染症に関する政府の経済対策などについて質問させていただきました。集計結果など、詳細については次回以降、「きずな」誌上で公開させていただく予定です。



回答画面にアクセスするための
QRコードを多数、会場に設置しました

親子木工教室 ～親子100組が参加～

青年部会では、来場した親子連れを対象に、簡単なイスを製作する「木工教室」を開催。子供たちが慣れない手つきで金槌と釘を使い、あらかじめ用意された材料からイスを組み立てていきました。この間、道具の使い方の指導など、青年部会役員が終始、寄り添って対応しました。



感染拡大防止と作業の安全確保、
双方に配慮しながら来場者に対応しました

～ 長年にわたる法人会への貢献に敬意を表して ～

顧問・相談役 委嘱状交付式を開催

法人会では、理事、監事として長年にわたり法人会の運営にご協力いただいた後、退任された方々を顧問、相談役に委嘱し、会の運営に助言をいただいています。

11月22日、八王子エルシィにて2021年度・2022年度に顧問、相談役をお願いさせていただく23名の皆さまへの委嘱状の交付式が開催され、現職の理事、監事が見守る中、清宮会長から委嘱状をお渡ししました。



清宮会長（右）から、
多田前会長に顧問委嘱状を交付

2021年度・2022年度 顧問・相談役

顧問	安藤 謙治	安藤物産(株)	相談役	荻島 林七	(株)ウッドダム
顧問	多田 充伸	多田製粉(株)倉庫部	相談役	加藤 誠亮	(株)加藤ガス設備
顧問	坂本 利男	(株)大東建物管理	相談役	塚本 道男	塚本織物(株)
顧問	城 保	(株)大和梱包	相談役	五十嵐 務	(株)周越テクニカ
顧問	曾我 允彦	(有)丸屋糸店	相談役	小川喜一郎	小川綿業(株)
顧問	福山 眞吾	福 一(株)	相談役	井上 高一	(有)井上テレビサービス
顧問	小林 俊夫	(株)デイテック	相談役	岩崎 恭久	(株)岩 武
顧問	山口 朗	(株)アイム	相談役	秋間 利久	秋間電設(株)
顧問	村内 道昌	(株)村内ファニチャーアクセス	相談役	白柳 雅文	(株)エイト
顧問	橋本 治義	橋 捷(株)	相談役	内田伊太郎	マルイミート(株)
相談役	石田 力雄	(株)石田工務店	—敬称略—		
相談役	平野 房雄	(有)平野工業			
相談役	矢崎 利昭	矢崎織物(有)			

※会長、副会長、監事の退任者を顧問、3期以上在職した理事退任者を相談役に委嘱しています。

～ 行政主催の説明会取りやめを受けて ～

源泉部会が年末調整説明会を開催

2019年度まで税務署、市役所の主催で開催されていた「年末調整説明会」は、昨年度、感染症の拡大防止の観点から中止となり、また、本年度以降も対面方式での開催が見送られる方向となりました。これを受け、法人会源泉部会では11月と12月に各1回、税務署より講師を迎え八王子市学園都市センターで説明会を開催。年末調整事務に必要な各種書類の配布とあわせ、市内企業の多くの方にこの機会をご利用いただきました。



給与事務担当者など、
市内企業から多数が出席

税務署からのお知らせ

令和3年10月1日（金）から税務署窓口での納税は
9時～16時
 までお願いいたします

金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付を行うことができる
 「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会にぜひご利用ください
 国税の納付手続については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「国税の納付手続」をご覧ください

安全・便利・非対面
キャッシュレス納付のご案内



振替納税 (口座振替)

【利用可能税目】
 申告所得税
 消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】
 振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】
 振替依頼書の提出
 ※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】
 毎年確定申告を提出する
 個人事業者

ダイレクト納付

【利用可能税目】
 電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】
 即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】
 e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
 ✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
 ✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】
 毎月源泉所得税を納税している方
 毎月消費税の中間納付をしている方
 など、納付機会の多い方

東京国税局・税務署

2021.9

安全・便利・非対面

キャッシュレス納付をぜひご利用ください

ダイレクト納付

① e-Taxの利用開始手続(初回のみ) → ② ダイレクト納付口座の届出 → ③ e-Taxで申告・納税 → ④ 口座引落しで納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な方法で口座引落により納付する方法です。

事前手続オンライン対応 (個人の方に限ります)

事前手続 e-Tax

振替納税

① 所得税・消費税の口座振替の依頼書の提出 → ② 確定申告 → ③ 口座引落しで納付

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
 ※ 個人の申告所得税・消費税に限りです。

事前手続オンライン対応

事前手続

インターネットバンキング等

① インターネットバンキング口座の開設 → ② e-Taxの利用開始手続 → ③ インターネットバンキング等から納付

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

e-Tax

クレジットカード納付

① 専用サイトで必要事項を入力 → ② 納付の立替払いを委託 → ③ 納付 → ④ 立替払い額(プラス手数料)の請求

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付(立替払い)を委託する方法です。

納付税額に応じた決済手数料がかかります。
 ※ 決済手数料は、国の収入になるものではありません。

※ QRコードはQRコード決済サービスの登録商標です。

事前手続 事前に税務署への手続が必要です。 e-Tax e-Taxでの利用となります。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。
 「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」
 (スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

国税電子申告・納税システム **e-Tax** 電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 イータックス 検索 www.e-tax.nta.go.jp

2021年度 中学生「税の作文」

◆国税庁と納税貯蓄組合連合会が毎年募集している中学生の税の作文。
八王子においては、今年も市内中学校から3,267点の作品が寄せられました。

◆11月18日には八王子市学園都市センターホールで優秀作品の表彰式が開催され、これに協賛している法人会では二作品を法人会長賞として表彰いたしました。ここでは、その受賞作二点をご紹介します。

公益社団法人八王子法人会長賞 受賞作

「おもてなし」

八王子市立別所中学校
三年 村上 舞

今から八年前、東京でオリンピックが開催される事が決定した。当時小学二年生だった私は、テレビで滝川クリステルさんがジェスチャーを使って「おもてなし」と言っていたのを覚えている。日本中の人々が東京でのオリンピック開催に胸を膨らませた。しかし、現在開催されている東京オリンピックは、皆が想像していたものとは違っていた。会場に観客の姿は無く、街中にも外国人観光客の姿は無い。

この八年、東京オリンピックを開催するために多くの労力とお金がかかっていた。本来なら去年の今頃、日本中がオリンピックに歓喜し、多くの国々から訪れた観光客が、日本の「おもてなし」に触れ、人々の笑顔で満ち溢れていたことだろう。しかし今は、そのお金を人々の生活と命を救うために使われる必要がある。実際、給付金や医療現場への支援等にお金、つまり税金が使われている。

私はこれまで正直「税」についてあまり考えた事が無かった。けれど、今回税金の使われ方について調べてみて、驚く事がたくさんあった。その中の一つに「クールジャパン戦略」と言われるものがある。二〇一〇年、経済産業省に「クールジャパン室」が開設され、その後、政府と官民による海外需要開拓支援機構「クールジャパン機構」が設立された。内容は外国人が「クール」つまり「かっこいい」と思える日本の文化や芸術、食文化などの魅力を幅広く世界に発信し、海外需要の獲得と関連産業の雇用を生み出す事を目的とされたものだ。その一環で、マレーシアに日本の商品だけを扱う大型百貨店が開業された。店頭には高級品が並び、一箱二万円もするぶどうも置かれていたそう。非日常の空間は現地の人々の生活に寄り添うものでは無かった。結果業績不振のため、クール

公益社団法人八王子法人会長賞 受賞作

命を支える宝物

八王子市立石川中学校
二年 五十木 彩 夏

皆さんは、税金が私たちの生活にどのように役に立っているかを考えたことはありますか。私は小さい頃の経験から、税金のありがたさを強く感じたことがあります。

先日、私の十四歳の誕生日に、母から小さい頃の話聞きしました。私は三歳の時、公園で遊んでいる時に大怪我をしてしまい、救急車で運ばれてしまったそうです。その日は休日であり病院がやっていなかったそうですが、救急隊員の方が一生懸命、受け入れてくれる病院を探して、私を大きな病院に運んで下さったそうです。私は頭に怪我をして三針縫いましたが、救急隊員の皆さんの迅速な対応のおかげで幸い大事に致らずに済みました。

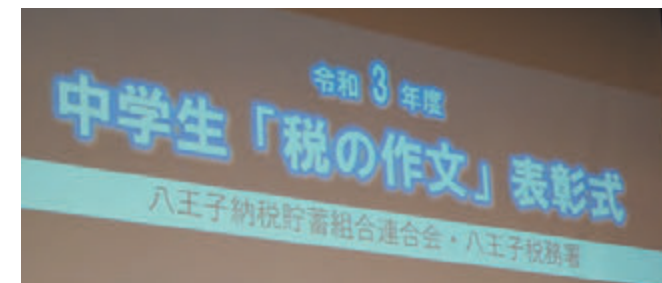
「あなたが今こうして無事に大きくなれたのは、あの時すぐに病院に運んでくれた救急隊員の方のおかげかもしれないね。感謝しなくちゃね。」

と母が言っていました。母からその話を聞いて私は救急隊員の皆さんに心から感謝の気持ちでいっぱいになりました。

一九九番に電話をすれば、いつでもすぐに駆け付け、しかも無料で病院に運んでくれるのが日本の救急車です。しかし、世界を見渡してみると、救急車は「有料」としている国も多くあります。例えば、ニューヨークでは救急搬送されると十四万円から十六万円ほど搬送料金がかかってしまうそうです。日本の救急車がいつでも無料で駆け付けてくれるのは、税金のおかげなのです。それは、大変貴重なことで、ありがたいことなのだと気付きました。

ジャパン機構は大きな負債を抱え事業から撤退した。「クールジャパン」という言葉があまり知られていない現状を見ると、その成果は一目瞭然だ。このために何百億もの税金が使われている事をどれだけの人々が知っているだろうか。

なぜこの戦略が上手くいかなかったのだろうか。発信する事は大切だ。しかし、相手が本当に必要としているのか、どれだけの人々が興味や関心を持っているのか、しっかりと把握できていなかったのではないだろうか。そこには日本人が世界の人々におくりたかった「おもてなし」の心が欠けていたように思う。単にサービスを提供するだけでなく、相手の心に寄り添い、必要としていることを理解して「もてなし」事が本当の「おもてなし」である事を忘れてはいない。今コロナ渦において、真の税金の使われ方が問われている。人々の心に寄り添い、必要な人、必要な場所への確に税金が使われる事を心から願っている。



清宮会長から五十木さんへ賞状が手渡されました
※村上さんは、表彰式に欠席されました



日本の税金の制度のおかげで、私たちは、安心安全な生活が送れています。普段あまり税金のありがたさについて考えることはなかったのですが、私がここまで大きくなるまでに、たくさん税金に助けられて来たのだと思います。例えば、学校で使う教科書やパソコン、消防や警察の活動、ゴミの処理、上下水道の整備、道路の整備、公園や空港などの整備など他にもたくさん税金が使われていることを知りました。私は日本の税金制度は、「命を支えてくれる宝物」だと思います。便利な世の中を当たり前に思うのではなく、いつも税金のありがたさに感謝しながら私はこれからも生きていきたいと思っています。そしていつか自分のことを助けてくれた救急隊員の方々に感謝の気持ちを伝えることができればいいなと思います。

2021年度 税務関係表彰受彰者のご紹介

東京国税局長表彰



神田 康裕 副会長
(総務財政委員長)

法人会の活動を通し、税務行政の円滑な運営や、租税教育の推進などに長年にわたる貢献を重ねてきた方々に、この秋、表彰状、感謝状の授与がありました。

当法人会からは、神田康裕副会長が東京国税局長表彰を受彰したのをはじめ、八王子税務署長表彰状が4名、八王子税務署長感謝状が7名に授与されました。東京国税局長表彰状、八王子税務署長表彰状・感謝状の授与は、11月12日に八王子税務署で行われました。受彰された皆様、誠にありがとうございました。

八王子税務署長 表彰状



森屋 義政 副会長
(組織委員長)



小林 一仁 副会長
(広報委員長)



芦田 春子 常任理事
(北八王子地区会長)
(女性部会長)



清水 豊 理事
(由木地区第4支部長)



中山署長(前列右から2番目)、清宮会長(前列左から3番目)と共に、記念撮影が行われました

八王子税務署長 感謝状



諸星 隆之 理事
(北八王子地区第2支部長)



水上 浩司 理事
(源泉部会長)



高橋 誠 理事
(北地区第2支部長)



山本 法史 理事
(東地区第1支部長)



山之上 誠 委員
(加住地区会計)



堀田 勝義 委員
(西八地区幹事)



黒須 光隆 委員
(前・青年部会長)

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日) P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



実店舗販売とECサイトの八王子のお茶屋

甲州街道沿いの横山町バス停すぐそばにある株式会社茶山横山町店。赤い看板が目を引きまします。主に日本茶の小売・卸売・御返礼ギフト等の販売を行っており、実店舗からネットショップの販売まで、地元八王子から展開しています。

お茶屋を始めるきっかけは、アルバイトからという伊藤社長は、2001年に旧そごう八王子店時代に独立。その後、セレオ八王子に『茶山(さざん)』をオープン。横山町店と共に実店舗とECサイトで展開しています。

八王子の素材を使用したお茶なども展開

高尾の山里『八王子産くわ茶』や、八王子産『生姜』や『柚子』など地元八王子産の素材を使ったお茶を始め、人気の『特上狭山茶』・『知覧茶』など様々なお茶を用意。その数は数十種類になります。実店舗だけでなく、ネット販売により全国から購入することができるためリピーターのお客様も多く、本格的なお茶を楽しまれています。

「『日本茶インストラクター在籍』の店舗として、旨味のある日本茶や、お客様のお求めになるお茶のご相談など、八王子から全国の美味しいお茶のご提供を行っていますので、お近くへお越しの際はお立寄りください。また、『茶山ECサイト』をご覧になって新しいお茶を発見していただくと幸いです。」

横山町店
八王子市横山町5-9
TEL: 042-649-3222
横山町バス停前

セレオ店
JR八王子駅 セレオ北館1F
TEL: 042-686-3224
HP: <https://www.tokyo-sazan.co.jp/>



茶山ECサイト



日本産シールが貼られた名物「桑茶」



伊藤社長



店内は、日本茶の数々の商品が並べられています。



煎茶「高尾もみじ」



日本茶インストラクター在籍店



横山町店



セレオ八王子店



代表
いのうえ ひろのぶ
井上博信さん

店長
いのうえ あやこ
井上綾子さん

- ▼今月の笑顔は、『ハンドメイドカフェSAKU-桜咲-』を訪問し、代表の井上博信さんと、店長の井上綾子さんにお話を伺いました。
- ▼秋川街道沿いにあるお店は、博信代表の出会いとつながりを大切にしたい想いと、綾子店長のカフェをオープンさせたい想い、そして地元八王子を大切に、盛り上げていきたい想いで2020年12月から始めました。
- ▼店内は、ハンドメイドの作品が並べられており、カフェを楽しみながらゆっくりと見て選ぶことができます。カフェメニューは地元八王子の素材を中心に、リーズナブルな価格で揃えられており、お薦めを伺うと、「パンカツとハンドドリップのコーヒーがお薦めです。他にも、地元のお店とのコラボした商品もあります」(博信代表)
- ▼「お店は19時までで、以降はお店からインスタライブを行っています。ハンドメイド作品の作成や、地域



- 貢献活動としてハンドメイド作品のワークショップを行い、一般の方へ作成体験を行っています」(博信代表)
- ▼6人のお子さんの父親、母親としても日々奮闘中のお2人。3歳になる一番下のお子さんは、お店にも遊びに来るそうで、お客様と触れ合いながら日々成長を重ねています。
- ▼「様々な地域貢献活動も行っていますが、こちらの店は憩いの場として人と人とのつながりを大切にしていきたいです。店内にはお越しいただいたお客様の夢を記入した写真が沢山飾ってあります。マッチングやコミュニケーションの場としても、活用いただける楽しい場所にしていきたいですね」(博信代表)

〒192-0041八王子市中野上町5-1-28
電話: 042-622-6850
E-Mail: cafe.saku0330@gmail.com
<https://cafesaku.studio.site/>
営業時間: 11時~19時 定休日: 水曜日



※492号3頁に誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。追記: 税制委員会 委員 田宮 守 新興ビルディング(株)

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。



消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほかに、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付を行うことができます。



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮 仁 発行日 令和3年12月5日
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林 一 印刷 スズキ美術印刷(株)
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-2 東京都八王子市南町9-8
第46巻 第9号通 巻493号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)